平成20年10月1日から福岡県公費医療費支給制度が変わります。

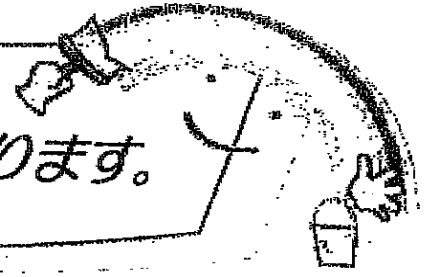

平成20年9月30日まで

[illegible]

●対象者：通院・・3歳未満までの児童

入院・・小学校就学前までの児童

●本人負担

3歳未満・・無料（入院・通院）

3歳以上・・初診料・往診料の自己負担分相当額

平成20年10月1日から

[illegible]

●対象者：小学校就学前までの児童

●本人負担：3歳未満・・無料（入院・通院）

3歳以上・・通院600円/月（上限）

入院500円/日（月7日限度）

●所得制限　一定所得以上の方は対象外となります

平成20年9月30日まで

重度心身障害者医療費支給制度

●対象者：身体障害者（身体障害者手帳1・2級）

知的障害者（IQ35以下）

重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下）

●本人負担

65歳未満・・初診料・往診料の自己負担分相当額

65歳以上・・無料

平成20年10月1日から

重度障害者医療費支給制度

●対象者：身体障害者（身体障害者手帳1・2級）

知的障害者（IQ35以下）

重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下）

精神障害者　精神障害者保健福祉手帳1級

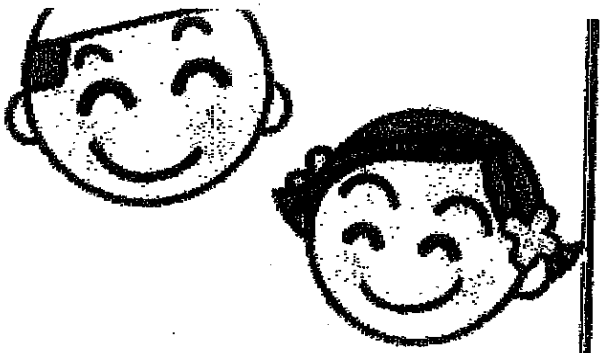

※3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です

●本人負担：通院 500円/月（上限）（65歳以上は無料）

入院〔一　般〕500円/日（月20日限度）

〔低所得〕300円/日（月20日限度）

●所得制限　一定所得以上の方は対象外となります

平成20年9月30日まで

母子家庭等医療費支給制度

●対象者：母子家庭、父母のない子

一人暮らしの寡婦

※児童は3歳から18歳の年度末まで

●本人負担：初診料・往診料の自己負担分相当額

平成20年10月1日から

ひとり親家庭等医療費支給制度

●対象者：母子家庭、父子家庭、父母のない子

※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで

※3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です。

●本人負担：通院800円/月（上限）

入院500円/日（月7日限度）

一人暮らしの寡婦の方はH22.9.30まで助成対象（自己負担額を1年毎に引上げます）

☆本人負担については、いずれも1医療機関ごとにかかる料金です。

☆入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用についてはこれまでどおり本人負担になります。

詳しくは下記担当窓口へお問い合わせください。

柳川市健康づくり課　医療係　　☎73-8111　内線182・183